

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>所沢青梅線</p>	<p>路線名</p>
<p>所沢市小手指南二丁目二一番二〇地先から 同市小手指南二丁目二二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年一月十九日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三六・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>